



佐賀県公報

平成16年
12月3日
(金曜日)
第12541号

（印は、県例規集に登録するもの）

目次

告示

○都市計画事業変更の認可

（七二七・下水道課）一

○道路の区域の変更

（七二八・道路課）一

○道路の供用開始

（七二九・"）二

公告

○平成十六年度佐賀県水産業改良普及員資格試験の実施

（水産課）二

○平成十六年度佐賀県林業改良指導員資格試験合格者

（林業課）四

教育委員会事項

○佐賀県天然記念物の指定の解除

（告示・六）四

○ 告 示

●佐賀県告示第七百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十六年十二月三日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

嬉野町

二 都市計画事業の種類及び名称

嬉野都市計画下水道事業 嬉野町公共下水道

三 事業施行期間

平成十二年七月三十一日から

平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成十二年佐賀県告示第四百六十九号の事業地に嬉野町大字

下宿乙字崎原、字白仁田、字猿田前、字楓ノ木、字柿ノ木田及

び字大畑並びに大字下宿丙字山中、字三反角及び字頓角を加え

る。

●佐賀県告示第七百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年十二月三日から平成十七年一月二日

まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 皿屋三河内線 鹿島市大字三河内字横嶽丁一三六三番地先から 鹿島市大字三河内字板の拓丙一八七一番一地先まで 鹿島市大字三河内字山下丙一六四番二地先から 鹿島市大字三河内字山下丙一七三番地先まで 鹿島市大字三河内字三嶽丙二四〇番一地先から 鹿島市大字三河内字八名乙一三九〇番二地先まで	鹿島市大字三河内字横嶽丁一三六三番地先から 鹿島市大字三河内字板の拓丙一八七一番一地先まで 鹿島市大字三河内字山下丙一六四番二地先から 鹿島市大字三河内字山下丙一七三番地先まで 鹿島市大字三河内字三嶽丙二四〇番一地先から 鹿島市大字三河内字八名乙一三九〇番二地先まで	前	後	二二・三 六・六 一五・八 六・二 二七・〇 一〇・二	五三二・八 二〇七・三 六一九・三
		一六・二 六・六 七・〇 五・八 二〇・〇 三・九	五三二・八 二〇七・六 六七三・七		
<p>●佐賀県告示第七百十九号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年十二月三日から平成十七年一月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年十二月三日</p>					
<p>○ 公 告</p>					
<p>佐賀県水産業改良普及員資格試験要綱（平成2年佐賀県告示第458号）第2条の規定により、平成16年度佐賀県水産業改良普及員資格試験を次のとおり実施します。</p> <p>平成16年12月3日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古 川 康</p>					
<p>1 試験の日時 平成17年1月25日（火曜日） 9時から12時30分まで 筆記試験 13時30分から15時まで 口述試験</p> <p>2 試験の場所 佐賀県庁新行政棟7階73号会議室（佐賀市城内一丁目1番59号）</p> <p>3 受験資格</p>					
路線名			供用開始の区間		供用開始の期日
皿屋三河内線 鹿島市大字三河内字八名乙一五一五番一地先まで			鹿島市大字三河内字横嶽丁一三六三番地先から 鹿島市大字三河内字板の拓丙一八七一番一地先まで 鹿島市大字三河内字山下丙一六四番二地先から 鹿島市大字三河内字山下丙一七三番地先まで 鹿島市大字三河内字三嶽丙二四〇番一地先から 鹿島市大字三河内字八名乙一三九〇番二地先まで		平成一六・一二・三

次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができます。

- (1) 別記第1に掲げる教育機関において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済若しくは経営に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者で1の試験期日から起算して1年以内に卒業見込みのもの
- (2) 別記第2に掲げる教育機関において水産業に関する正規の課程を修めて卒業した者であって、1の試験期日までに当該教育機関における修業年限と別記第3に掲げる試験研究機関若しくは教育機関において水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間、国、地方公共団体その他人格を有する団体において水産業に関する技術の普及若しくは指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間の合計が4年以上のもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると知事が認める者

4 試験の方法

試験は、筆記試験及び口述試験により行います。

- (1) 筆記試験は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げるひつす科目及び同表の右欄に掲げる選択科目について行います。

区 分	ひ つ す 科 目	選 択 科 目
1の(1)に該当する者	1 漁業経営 2 教育方法	沿岸漁業学、漁具学、漁法学、漁ろう学、漁場学、漁業資源学、水産機械学、漁獲物処理法、水産製造学、水産生物学、水産増殖学、水産土木学又は水族病理学のうち2科目
1の(2)又は(3)に該当する者	1 漁業経営 2 生物、物理又は化学のうち1科目 3 教育方法	同 上

- (2) 口述試験は、社会常識その他水産業改良普及員として必要な能力について行います。

5 受験手続

- (1) 提出書類等

試験を受けようとする者は、次に掲げる書類及び写真を提出してください。

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書

エ 3の(2)に該当する者については、受験資格を有することを証明する書類

オ 写真(正面脱帽上半身像の提出前6月以内に撮影した縦10.5センチメートル横8センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの) 1枚

- (2) 受験願書等の用紙の交付

(1)のア、イ及びエの用紙は、佐賀県生産振興部水産課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)で交付します。

- (3) 受験に要する書類の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成16年12月20日(月曜日)から平成17年1月11日(火曜日)まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)等の閉庁日を除きます。

なお、郵送による場合は、平成17年1月11日の消印のあるものまで受け付けます。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

(4) 受験に関する書類の提出先
 試験を受けようとする者は、(1)の書類及び写真を佐賀県生産振興部水産課に提出してください。

6 合格者の発表等
 試験施行後1か月以内に、試験合格者の受験番号を佐賀県生産振興部水産課前に掲示するとともに、合格者に合格証書を交付します。

7 試験結果の開示
 この試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます(口頭での開示請求は、受験者本人に限ります。)
 請求者が受験者本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に水産課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日及び休日等の閉庁日を除きます。
 なお、電話、はがき等による請求はできません。

開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
科目別得点	合格発表の日から1か月間	生産振興部水産課(県庁6階)
総合得点		佐賀市城内一丁目1番59号

8 その他
 受験手続その他詳細については、佐賀県生産振興部水産課(電話 0952-25-7145)に問い合わせてください。
 なお、郵便で問い合わせる場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

別記第1

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学
- 2 独立行政法人水産大学校法(平成11年法律第191号)による独立行政法人水産大学校

- 3 学校教育法による高等専門学校
- 4 独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成12年政令第333号)による改正前の農林水産省組織令(平成12年政令第253号)による水産大学校
- 5 旧農林水産省組織令(昭和27年政令第389号)による水産大学校

別記第2

- 1 学校教育法による高等学校
 - 2 前号に掲げる教育機関を卒業した者と同等以上の学力を有する者を入学又は入所の資格とする教育機関
- 別記第3

- 1 国又は地方公共団体の水産業に関する試験研究機関
- 2 学校教育法による高等学校
- 3 前号に掲げる教育機関と同等以上の教育機関

平成16年11月4日に実施した佐賀県林業改良指導員資格試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成16年12月3日			
1	2	3	
	佐賀県知事	古 川	康

○ 教育委員会事項

●佐賀県教育委員会告示第六号

佐賀県文化財保護条例(昭和五十一年佐賀県条例第二十二号)第三十三条第三項の規定により、次の表に掲げる佐賀県天然記念物の指定(平成十年佐賀県教育委員会告示第三号)について、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十号)第六十九条第一項の規定による天然記念物の指定がなされたので、佐賀

県天然記念物の指定は解除された。

平成十六年十二月三日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

記第二十号	記第二十号	記第二十号	記第二十号	記第二十号	記第二十号
佐賀県天然記念物	佐賀県天然記念物	佐賀県天然記念物	佐賀県天然記念物	佐賀県天然記念物	佐賀県天然記念物
八藤丘陵の阿蘇4火碎流跡と埋没林	八藤丘陵の阿蘇4火碎流跡と埋没林	八藤丘陵の阿蘇4火碎流跡と埋没林	八藤丘陵の阿蘇4火碎流跡と埋没林	八藤丘陵の阿蘇4火碎流跡と埋没林	八藤丘陵の阿蘇4火碎流跡と埋没林
三養基郡上峰町大字堤字堤二四一二番、二四一三番、二四一四番、二四一五番、二四一六番、二四一七番	三養基郡上峰町大字堤字堤二四一二番、二四一三番、二四一四番、二四一五番、二四一六番、二四一七番	三養基郡上峰町大字堤字堤二四一二番、二四一三番、二四一四番、二四一五番、二四一六番、二四一七番	三養基郡上峰町大字堤字堤二四一二番、二四一三番、二四一四番、二四一五番、二四一六番、二四一七番	三養基郡上峰町大字堤字堤二四一二番、二四一三番、二四一四番、二四一五番、二四一六番、二四一七番	三養基郡上峰町大字堤字堤二四一二番、二四一三番、二四一四番、二四一五番、二四一六番、二四一七番
矢動丸隆雄	矢動丸隆雄	矢動丸隆雄	矢動丸隆雄	矢動丸隆雄	矢動丸隆雄
矢動丸緑	矢動丸緑	矢動丸緑	矢動丸緑	矢動丸緑	矢動丸緑
矢動丸林	矢動丸林	矢動丸林	矢動丸林	矢動丸林	矢動丸林
矢動丸マサ子	矢動丸マサ子	矢動丸マサ子	矢動丸マサ子	矢動丸マサ子	矢動丸マサ子
矢動丸勝彦	矢動丸勝彦	矢動丸勝彦	矢動丸勝彦	矢動丸勝彦	矢動丸勝彦
矢動丸茂利	矢動丸茂利	矢動丸茂利	矢動丸茂利	矢動丸茂利	矢動丸茂利
平成一六年九月三〇日	平成一六年九月三〇日	平成一六年九月三〇日	平成一六年九月三〇日	平成一六年九月三〇日	平成一六年九月三〇日

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十二月三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)